

育成就労計画の認定申請手続（施行日前申請用）

1. 施行日前申請について

【申請期間及び申請時期】

受付期間は、**令和8年9月1日（火）**から**令和9年3月31日（水）**までです。

申請は、審査に要する時間等を考慮し、原則として、育成就労を開始する予定日の**7か月前から5か月前まで**の間に行ってください。

【育成就労の区分】

育成就労制度は「単独型育成就労」及び「監理型育成就労」の2つの区分があります。

受入れ予定の育成就労外国人ごとに育成就労計画を作成（監理型育成就労の場合は、監理支援を行う法人の指導に基づいて作成）し、区分ごとに定められた提出書類を添えて提出してください。

【申請書の作成・提出】

申請書は、原則として**令和9年4月1日以降の育成就労を開始する時点の状況に基づいて作成**してください（申請時点や認定時点で満たすことを求めている要件もあります。必ず要領等をご確認ください）。なお、将来的に会社の合併や分割を予定している、個人事業主からの法人化を予定している等の場合は、それぞれ必要な手続等を済ませた後に申請してください。

【結果通知】

令和9年4月1日以降、順次郵送で通知します。

2. 申請書・必要書類等について

申請先	申請は、育成就労を行わせようとする申請者（法人の場合は本店）の住所地を担当する機構の地方事務所・支所において受け付けます。 各地方事務所・支所の担当区域及び所在地・電話番号は、次ページを参照してください。
申請方法	郵送のほか、申請者が地方事務所・支所に来所して行うこともできます。 郵送の場合、原則として簡易書留・レターパックプラス等（対面による手渡しで届き、受領印又は受領の際の署名を行い、かつ「信書」を送ることができる方式）での送付をお願いします。 ※ 同一の申請者が複数の申請を同時に郵送により行う場合、一つの封筒でまとめて郵送しても差し支えありません（申請ごとに別々の封筒に分ける必要はありません）。 ※ 複数の申請者分の申請を同時に郵送により行う場合には、申請者ごとに別々の封筒等でまとめた上で（それを一つの封筒にまとめることは可）郵送してください。 ※ 技能実習計画認定申請書と一緒に送付しないでください。必ず封筒を分けて送付してください。
申請書	機構のホームページからダウンロードできます。 ※片面印刷をお願いします。 申請書類一式 
必要書類	認定申請1件につき、申請書（正本1通及びその写し1通）及び添付書類（正本1通）が必要となります。 各申請における必要書類については、<u>提出書類一覧・確認表</u>をご覧ください、<u>片面印刷</u>で、記載例を参照してご用意ください。 ※ 「提出書類一覧・確認表」及び記載例は、順次機構のホームページに掲載します。（現在、準備中です。） ※ 提出された書類（正本）は返却できません。

育成就労計画の認定申請手続（施行日前申請用）

3. 申請先

外国人技能実習機構地方事務所の担当区域及び所在地等

地方事務所	担当区域	所在地・電話番号
札幌事務所	北海道	〒060-0034 北海道札幌市中央区北四条東2-8-2 マルイト北4条ビル5階 ☎011-596-6470
仙台事務所	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町1-2-1 仙台フコク生命ビル6階 ☎022-399-6326
東京事務所	栃木県、群馬県、千葉県、埼玉 県、東京都、神奈川県、山梨県	〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-7-2 アーバンセンター神田須田町7階 ☎03-6433-9975
水戸支所	茨城県	〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-40 朝日生命水戸ビル3階 ☎029-350-8852
長野支所	新潟県、長野県	〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル6階 ☎026-217-3556
名古屋事務所	静岡県、岐阜県、 愛知県、三重県	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル5階 ☎052-684-8402
富山支所	富山県、石川県、福井県	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル12階 ☎076-471-8564
大阪事務所	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階 ☎06-6210-3351 ※令和8年10月13日(火)から事務所を移転します。 詳しくは こちら
広島事務所	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-1-9 広島鯉城通りビル3階 ☎082-207-3123
高松事務所	徳島県、香川県	〒760-0023 香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル7階 ☎087-802-5850
松山支所	愛媛県、高知県	〒790-0003 愛媛県松山市三番町7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル2階 ☎089-909-4110
福岡事務所	福岡県、佐賀県、長崎県、 大分県、沖縄県	〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル7階 ☎092-710-4070
熊本支所	熊本県、宮崎県、鹿児島県	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル2階 ☎096-223-5372

育成就労計画の認定申請手続（施行日前申請用）

4. その他の注意事項について

◆申請書を作成する前にご確認ください（通常の監理型育成就労を行う場合）

監理型育成就労に係る施行日前申請を行う際は、監理支援を行う法人とともに、事前に以下の項目をご確認の上、申請書を作成・提出してください。

<確認項目>

- ☐ 監理支援を行う法人が、有効な監理団体許可を受けていること。
- ☐ 監理支援を行う法人が、監理支援機関の許可申請（施行日前申請）を行っていること。
- ☐ 育成就労外国人に行わせようとする業務について、監理支援を行う法人が、監理支援機関許可の施行日前申請において、当該業務を「取扱職種」として申請していること。
- ☐ 育成就労計画作成指導者について、以下の要件をいずれも満たしていること。
 - ☐ 監理支援を行う法人の役職員から選任されていること。
 - ☐ 申請者（育成就労実施者）と密接な関係を有する者（※）以外の者から選任されていること。
 - ☐ 監理支援機関許可の施行日前申請において、当該者を監理支援機関の「育成就労計画作成指導者」として申請していること。

※「密接な関係を有する者」とは次の①ないし③のとおりです。

- ① 監理支援を行う育成就労実施者又は当該育成就労実施者において現在役職員である者若しくは過去5年以内に役職員であった者
- ② ①の者の配偶者又は二親等以内の親族
- ③ 社会生活において密接な関係を有する者であって、監理型育成就労実施者に対する監査その他の監理支援の公正が害されるおそれがあると認められるもの

- ☐ 育成就労を行わせる外国人が、機構ホームページの暫定送出機関リスト又は認定送出機関リストに掲載されている機関から送り出された者であること。
- ☐ 監理支援を行う法人が、外国の送出機関との間で育成就労外国人の送出しに関する契約を締結しており、かつ、監理支援機関許可の施行日前申請において、当該送出機関を「取次送出機関」として申請していること。
- ☐ 申請者が育成就労産業分野ごとに設置する分野別協議会に加入していること（育成就労産業分野において、分野別協議会への加入に代わる措置を講じているときは当該措置をしていること。）。

◆申請書の記載漏れや提出書類の不備等に注意してください。

申請する際は、記載漏れや提出書類の不備等がないよう、育成就労計画認定申請に係る「提出書類一覧・確認表」（現在、準備中です。）をよく確認したうえで、すべての提出書類が揃ってから申請してください。特に、**育成就労産業分野ごとに告示で定められた基準に係る提出書類**については、技能実習制度と異なる点も多く、見落としや提出漏れが懸念されます。申請手続を行う前に、**必ず分野別の必要書類を確認し、揃えてから申請**いただきますようお願いいたします。

◆優良な育成就労実施者について

育成就労実施者が、育成就労法施行規則第19条第1項第2号に掲げる事項（技能及び日本語能力の修得に係る実績等）を総合的に評価して技能の修得をさせる能力につき高い水準を満たす場合、優良な育成就労実施者として認められます。

優良な育成就労実施者として認められるためには、育成就労計画の認定申請時（施行日前申請を含む。）に優良要件適合申告書及びその疎明資料を提出する必要があります。

優良な育成就労実施者の基準等については、育成就労制度運用要領をご確認ください。

育成就労計画の認定申請手続（施行日前申請用）

郵便料金の目安

育成就労計画認定申請件数			重量	基本料金	簡易書留料金	貼付切手料金
1件			定形外 (角形2号)	100g以内	350円	530円
2件	～	3件		150g以内		620円
4件	～	5件		250g以内		670円
6件	～	11件		500g以内		860円
12件	～	23件		1kg以内		1,100円
24件	～	47件	(角形1号)	2kg以内		1,700円
48件	～	60件		4kg以内		2,100円

- ※ 本表は返信用封筒（結果の通知送付用）に貼付する切手の金額の目安を示したものです。おおよその目安を示したもので、封筒の紙質等により多少の差異が生じます。
- ※ 本表に示す「申請件数」は、標準的な申請を想定したものです。返送する際には、副本や必要に応じて案内文等も同封しますので、この点も考慮して「重量」をご検討ください。
- ※ 令和8年6月1日現在の郵便料金により表示しています。

◆**レターパックプラス**（赤色のパック：重量4kg以内、料金600円）をご使用いただけます。

※**青色のレターパックライト**は不可です。